

# 第 5 章

## 施設配置・動線計画



## 第5章 施設配置・動線計画

### 第1節 施設配置・動線計画に係る前提条件

#### 1.1 建設予定地

図 5.1 に建設予定地を示す。

建設予定地(図 5.1 赤枠斜線部分)は、旧第 1 衛生処理場(旧ごみ焼却施設)の解体跡地であり、面積は約 0.58ha(5,800m<sup>2</sup>)である。

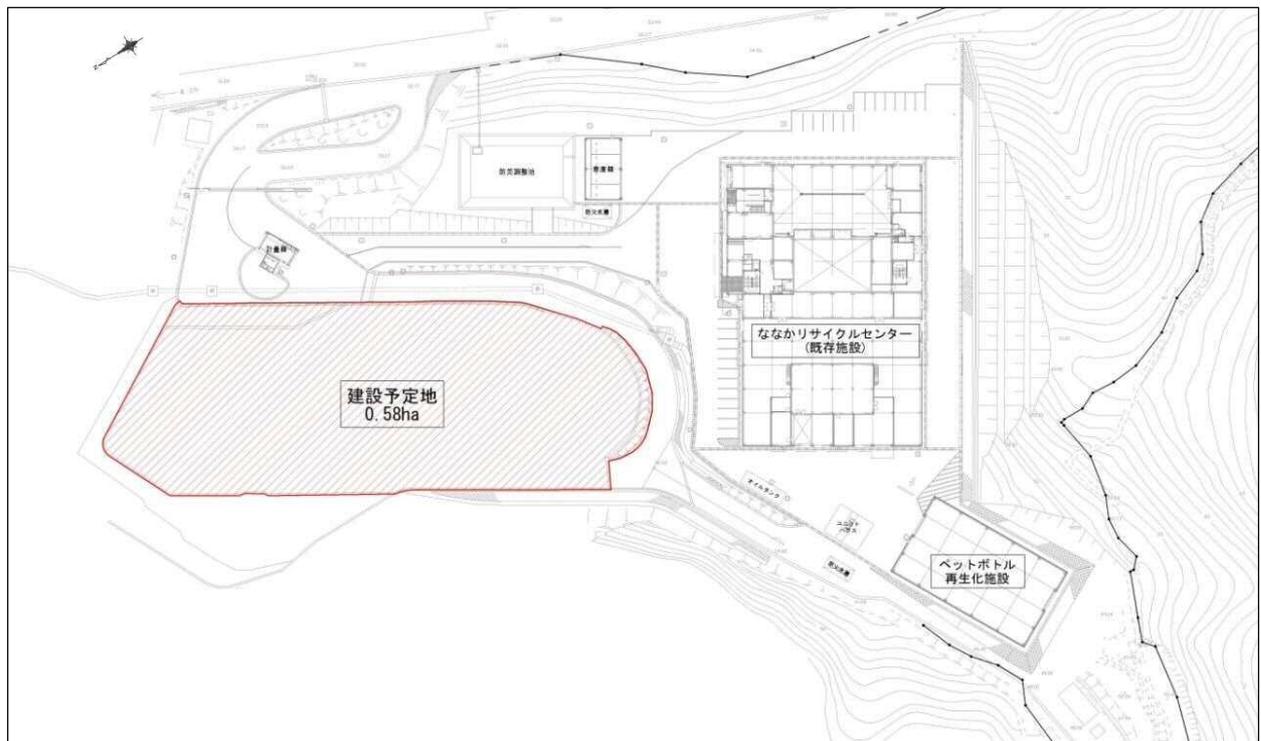


図 5.1 建設予定地

#### 1.2 建築物の配置等

##### (1) 管理棟及び工場棟の配置

管理棟及び工場棟の配置は、「別棟とする場合」と「合棟とする場合」の 2 通りに関して、そのメリット・デメリット等を検討する。

管理棟は、利便性や安全性等の観点から、敷地の搬入出口に近い位置(図 5.1 赤枠斜線部分北側)に配置し、工場棟のうちプラットフォームも、塵芥収集車輛・直接搬入車輛の動線が短くなるよう建設予定地の北側寄りに配置することが望ましい。

##### (2) 管理棟及び工場棟の建築面積

施設配置の検討にあたっては、民間事業者(プラントメーカー)の技術提案を基に管理棟及び工場棟の建築面積を仮定した。

表 5.1 に管理棟及び工場棟の建築面積を示す。

表 5.1 管理棟及び工場棟の建築面積

単位:m<sup>2</sup>

項目		建築面積
別棟とする場合	管理棟	300 程度
	工場棟	1,800 程度
合棟とする場合	管理棟・工場棟	2,100 程度

(3) 計量棟の配置

「第 4 章 第 1 節 1.2 (1) 計量機」に示したように、計量棟の設置基数は「1 基」とし、事務室から窓口対応ができるよう配置するものとする。

(4) 煙突の配置

「第 4 章 第 5 節 5.2 (2) 煙突の形式・数量等」に示したように、煙突は工場棟との一体型構造とし、プラットホームの配置を踏まえ、工場棟の南側に配置する。

(5) 駐車台数

運転管理職員のほか、一般の来場者や多数の見学者の訪問・利用を考慮して駐車台数を設定する。また、障害者用の駐車場は、管理棟入口までの距離が短くなるよう配置する。

表 5.2 に駐車台数を示す。

表 5.2 駐車台数

項目	駐車台数
一般車両用	27 台(うち、障害者用 2 台 <sup>※</sup> )程度
大型車両用	大型車(バス)2 台

※ 石川県バリアフリー社会の推進に関する条例(平成 9 年 3 月 22 日 条例第 5 号)では、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち 1 以上に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設を設けることを定めている。

### 1.3 搬入出車両の条件

表 5.3 に新ごみ処理施設における搬入出車両を示す。

搬入出車両が安全・円滑に行き来できるよう、可能な限り一方通行で、かつ各搬入出車両が交差しないよう動線を計画する。

表 5.3 新ごみ処理施設における搬入出車輛

項目	車種	計量回数 [回]	搬入出車輛台数 [台/日]※
塵芥収集車輛(計画収集・許可収集)	2t・4t パッカー車	1	25～29
一般家庭からの直接搬入車輛	乗用車、軽トラック等	2	12～37
事業者からの直接搬入車輛	2t・4t パッカー車	2	11～14
灰搬出車輛	最大 4t 深ボディダンプ車	1	1～ 2
薬剤等運搬車輛	最大 10t タンクローリー	0	—
灯油運搬車輛	2.4m <sup>3</sup> タンクローリー	0	—
ペットボトル運搬車輛	最大 4t パッカー車・2t 平ボディ車	1	—

※ 灰搬出車輛の台数(1～2 台/日)は、「第 3 章 第 2 節 (2) 余熱利用計画」に示した物質・熱収支における焼却灰及び飛灰の量を踏まえ、想定した。

## 第 2 節 施設配置・動線計画(案)

「第 1 節 施設配置・動線計画に係る前提条件」を踏まえ、管理棟及び工場棟を「別棟とする場合」を案 1、「合棟とする場合」を案 2 として施設配置・動線計画を立案する。

図 5.2 に施設配置・動線計画図(案 1)、図 5.3 に施設配置・動線計画図(案 2)を示す。

また、表 5.4 に案 1 及び案 2 の比較を示す。

表 5.4 案 1・案 2 の比較

項目	施設配置・動線計画(案 1) (別棟とする場合)	施設配置・動線計画図(案 2) (合棟とする場合)
設置スペース	設置スペースが大きくなるため、施設や駐車場の配置に対する制約が大きい。	設置スペースを小さくできるため、施設や駐車場の配置に対する制約が小さい。
安全性・円滑性	プラットホームを通過し、2 回目の計量を済ませた後の直接搬入車輛(一般家庭・事業者)が管理棟・工場棟間の道路を周回でき、直接搬入車輛(一般家庭・事業者)の並走区間を短くできるため、案 2 と比べて安全性・円滑性が高い。	プラットホームを通過し、2 回目の計量を済ませた後の直接搬入車輛(一般家庭・事業者)が工場棟の奥部を周回することとなり、直接搬入車輛(一般家庭・事業者)の並走区間が長くなるため、案 1 と比べて安全性・円滑性が低い。
作業性	別棟であるため、管理棟と工場棟とのアクセスがやや利便性に欠け、案 2 と比べて作業性はやや不良となる。	合棟であるため、管理棟と工場棟とのアクセスが容易であり、作業性は案 1 と比べて良好である。
管理棟への臭気	距離を置いて管理棟と工場棟を配置するため、管理棟への臭気の影響は案 2 と比べて小さい。	管理棟と工場棟が隣接しているため、管理棟への臭気の影響は案 1 と比べて大きい。
建設費	別棟にする分、渡り廊下や外壁等、施工箇所が増えるため、建設費は案 2 と比べて高価となる。	合棟にする分、渡り廊下や外壁等を省略できるため、建設費は案 1 と比べて安価となる。

新ごみ処理施設の施設配置・動線については、表 5.4 に示した案 1・案 2 の比較を考慮しつつ、基本設計において要求水準等が定まり次第、設定することとする。

その際、「第 1 章 第 2 節 2.3 (5) 1) 土砂災害防止法」に示したように、特別警戒区域内では外壁等の全面が構造規制の対象となるため、平成 30 年度の特別警戒区域の見直し(指定を部分的に解除)結果も考慮する必要がある。

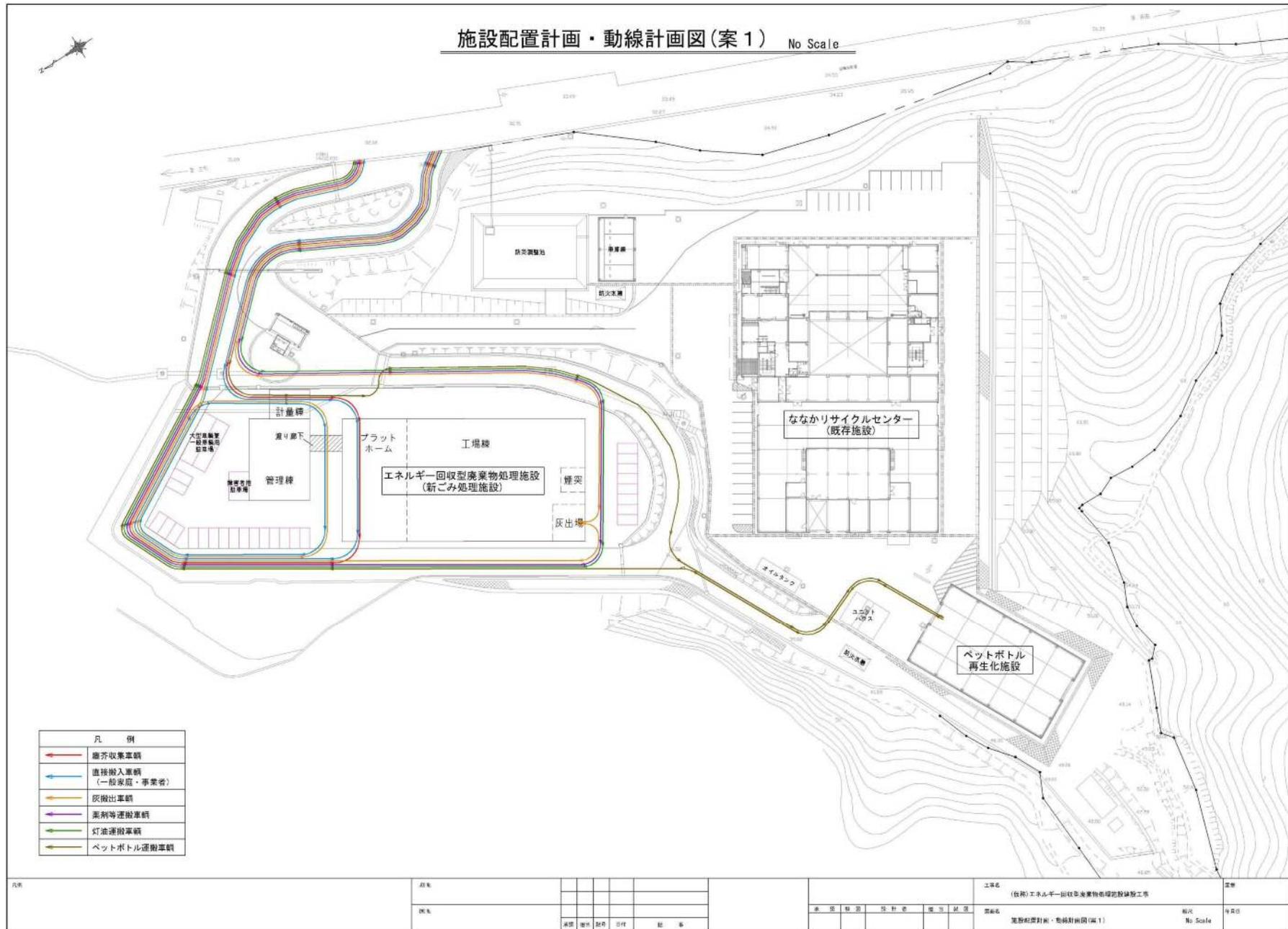


図 5.2 施設配置・動線計画図(案 1)

